



平成29年3月期

## 1. 会社の概況

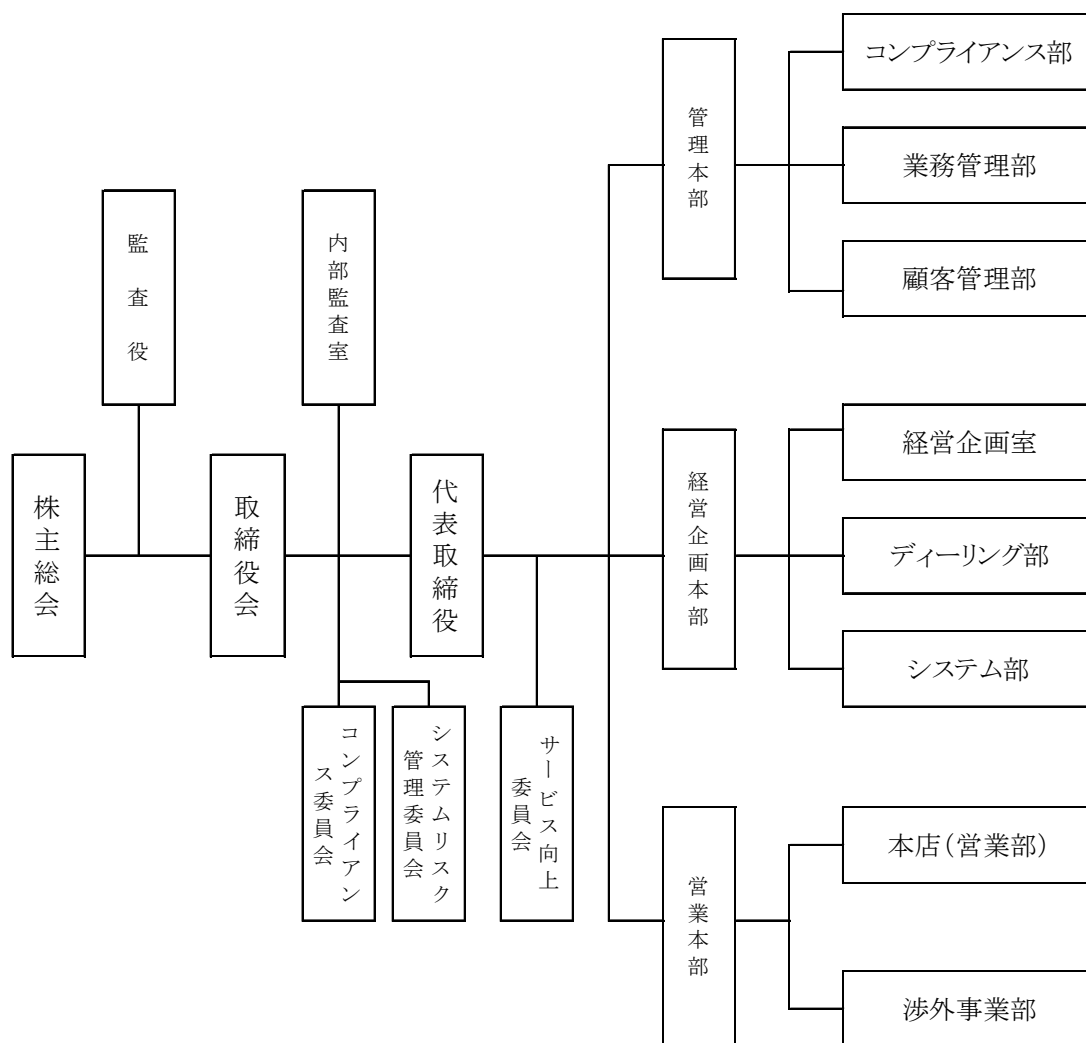
### ① 商号、許可年月日等

商号又は名称 株式会社 DMM.com 証券  
代表者名 代表取締役 谷川 龍二  
所在地 東京都中央区日本橋二丁目 16 番 11 号  
電話番号 0120-961-522  
許可年月日 平成 23 年 1 月 1 日  
加入協会 日本商品先物取引協会  
会社の沿革

年 月	沿 革
平成 18 年 12 月	株式会社 S V C 証券として会社設立
平成 19 年 8 月	証券業登録 (関東財務局長(証)第 300 号)
平成 19 年 8 月	金融先物取引業登録 (関東財務局長(金先)第 181 号)
平成 19 年 9 月	金融商品取引業者登録 第一種金融商品取引業者 (関東財務局長(金商)第 1629 号)
平成 19 年 10 月	金融商品取引業務 (有価証券・F X) 営業開始
平成 19 年 10 月	S V C T r a d e r 取扱開始
平成 20 年 6 月	店頭有価証券デリバティブ取引業務開始 S V C C F D 取扱開始
平成 21 年 7 月	商号変更 (株式会社 DMM. c o m 証券)
平成 21 年 7 月	DMM F X 取扱開始
平成 22 年 3 月	DMM C F D 取扱開始
平成 23 年 1 月	商品先物取引業者の認可
平成 24 年 9 月	外為ジャパン F X 事業承継
平成 24 年 10 月	外為ジャパン C F D 事業承継

② 事業の内容

(1) 経営の組織



(2) 事業の内容

(a) 商品先物取引業

イ. 国内商品市場取引に係る業務

該当事項はありません

ロ. 外国商品市場取引に係る業務

該当事項はありません

ハ. 店頭商品デリバティブ取引に係る業務

当社は、SAXO BANK A/S をカバー取引先として、店頭商品デリバティブ取引を行っております。なお、当社で取引できる商品は以下の通りです。

取引の種類	取引の対象とする商品又は商品指数
店頭差金決済取引（法2条14項2号）	金鉱、銀鉱、石油

ニ. 国内商品市場における取引を行う業務

該当事項はありません

(b) 兼業業務

第一種金融商品取引業

③ 営業所、事務所の状況

名 称	所 在 地
本 店	東京都中央区日本橋二丁目 16 番 11 号

④ 財務の概要

	平成 29 年 3 月期
(a) 資本金	9,800,000 千円
(b) 営業収益	27,815,980 千円
(c) 受入手数料	28,586 千円
(d) トレーディング損益	27,787,393 千円
(e) 経常損益	18,137,733 千円
(f) 当期純損益	12,752,261 千円
(g) 純資産額規制比率	295.7 %

⑤ 発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

発行済株式総数 1,719,000 株

（注）当社の株式は非上場です。

⑥ 上位 10 位までの株式の氏名等（平成 29 年 3 月 31 日現在）

氏名又は名称	保有株式数	割合
1. 株式会社 DMM FX ホールディングス	1,719,000 株	100.00%
合計 1 名	1,719,000 株	100.00%

⑦ 役員の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役	谷川 龍二	有	常勤
取 締 役	荒井 昇一	無	常勤
取 締 役	吉永 努	無	常勤
取 締 役	坂井 伸司	無	常勤
監 査 役	浦 勝則	無	非常勤

⑧ 役員及び使用人の数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	役員		使用人	合計
		うち非常勤		
総 数	5 名	1 名	32 名	37 名
(うち外務員数)	( 1 名)	( 0 名)	( 24 名)	( 25 名)

## 2. 営業の状況

### ① 営業の経過及び成果

当事業年度の商品先物取引業における営業収益は 291,609,416 円となりました。当該商品先物取引業の内訳は店頭商品デリバティブ取引に係る業務であり、国内商品市場取引並びに外国商品市場取引の取扱実績はありません。

#### (1) 受入手数料部門

##### (a) 国内商品市場取引

該当なし

##### (b) 外国商品市場取引

該当なし

##### (c) 店頭商品デリバティブ取引

営業収益 0 円

#### (2) トレーディング部門

##### (a) 国内商品市場取引

該当なし

##### (b) 外国商品市場取引

該当なし

##### (c) 店頭商品デリバティブ取引

営業収益 291,609,416 円

#### (3) その他部門（兼業業務：第一種金融商品取引業）

営業収益 27,524,370,820 円

### ② 取引開始基準

個人のお客様の場合

- (1) 取引のリスク・商品の性格・仕組・内容について十分理解していること。
- (2) ご自身の判断と責任により取引を行うことができること。
- (3) 日本国内に居住する満 20 歳以上 75 歳未満の行為能力を有する個人であること。
- (4) 自己資産が 10 万円以上あること。
- (5) 本取引にかかる法令その他諸規則または定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
- (6) ご自身専用でかつパソコンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること（他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。
- (7) パソコンでお取引することができる環境があること。
- (8) 当社からの電子メール又は、電話で常時連絡をとることができること。
- (9) 適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認頂けること。
- (10) ご自身でインターネットを通して取引・確認・管理が行えること。
- (11) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他法令規則上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。
- (12) 振込先預金口座は、国内に存するご本人様名義の金融機関口座を指定すること。

(13) 当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人確認書類として当社の指定するものをご提出いただけること。

(14) 当社から交付された日本語による諸通知の記載内容が理解できること及び、日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がないこと。

(15) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。

・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。

・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。

・自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。

・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。

・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自分の責任とすること。

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情に鑑み、当社が反社会勢力と認めたものを含みます。

(16) 日本証券業協会及び一般社団法人金融先物取引業協会並びに日本商品先物取引協会の会員の役職者等ではないこと。

(17) その他当社が定める基準を満たしていること。

#### 法人のお客様の場合

(1) 日本国内で本店又は支店が登記されている法人であること。

(2) 商業登記上の本店又は支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。

(3) 資本金の額が 500 万円以上あり、設立から 1 年以上経過していること。

(4) 本取引にかかる法令その他諸規則または定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。

(5) 取引担当者の判断と責任により取引を行うことができること。

(6) 法人様専用でかつパソコンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること（他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。

(7) パソコンでお取引することができる環境があること。

(8) 当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。

(9) 適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認頂けること。

(10) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他法令規則上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。

(11) 振込先預金口座は、国内に存する法人様名義の金融機関口座を指定すること。

(12) 当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人確認書類をご提出いただけること。

(13) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。

・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社

会的勢力に該当しないこと。

- ・自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
- ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
- ・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自分の責任とすること。

※「反社会的勢力」には、法令規則その他の事情に鑑み、当社が反社会勢力と認めたものを含みます。

(14) 取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。

(15) その他当社が定める基準を満たしていること。

※当社の定める「取引担当者」の基準の主なもの以下のようになっております。

<取引担当者基準>

- 取引担当者は1口座につき1名。
- 取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
- 法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があること。
- 日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。
- 口座名義人である法人に籍があること。
- 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
  - ・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
  - ・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
  - ・自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
  - ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
  - ・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自分の責任とすること。
- ※「反社会的勢力」には、法令その他の事情に鑑み、当社が反社会勢力と認めたものを含みません。
- 取引担当者の判断と責任により取引を行うことができること。
- その他当社が定める基準を満たしていること。

③ 顧客数（平成29年3月31日現在）

顧客数 51,882名

### 3. 経理の状況

#### ① 貸借対照表

#### 貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	154,058,273	流動負債	112,770,790
現金・預金	37,757,411	トレーディング商品	51,111
預託金	91,110,200	短期借入金	2,500,000
短期差入保証金	6,774,622	預り金	24,033
支払差金勘定	16,788,569	受入保証金	103,858,039
前払金	47,130	前受金	992
前払費用	14,972	未払金	18,865
未収入金	420,739	未払費用	2,876,043
未収収益	1,144,626	未払法人税等	3,323,537
固定資産	1,418,643	ポイント引当金	118,167
有形固定資産	41,390	固定負債	6,600,000
建物	6,333	長期借入金	6,600,000
器具・備品	3,949		
建設仮勘定	31,107		
無形固定資産	776,277		
ソフトウェア	484,610	負債合計	119,370,790
のれん	291,666		
投資その他の資産	600,976		
長期差入保証金	310,243	純資産の部	
関係会社株式	1,000	株主資本	36,106,125
出資金	1,000	資本金	9,800,000
その他投資等	8,000	資本剰余金	7,390,000
長期立替金	783,154	資本準備金	7,390,000
貸倒引当金	△ 744,527	利益剰余金	18,916,125
		その他利益剰余金	18,916,125
資産合計	155,476,916	純資産合計	36,106,125
		負債純資産合計	155,476,916



## ② 損益計算書

## 損益計算書

自平成28年4月1日

至平成29年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	27,815,980
純営業収益	27,815,980
販売費・一般管理費	9,752,528
取引関係費	5,923,995
人件費	541,548
不動産関係費	248,402
事務費	1,506,795
租税公課	660,721
減価償却費	161,248
のれん償却額	700,000
その他	9,816
営業利益	18,063,452
営業外収益	211,201
受取利息	88,056
株主配当金	123,000
その他	145
営業外費用	136,920
支払利息	130,134
為替差損	6,616
その他	168
経常利益	18,137,733
特別損失	14,364
税引前当期純利益	18,123,369
法人税、住民税及び事業税	5,371,107
当期純利益	12,752,261

③ 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
前期末残高	9,800,000	7,390,000	11,427,864	28,617,864	28,617,864
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 5,264,000	△ 5,264,000	△ 5,264,000
当期純利益			12,752,261	12,752,261	12,752,261
当期変動額合計	0	0	7,488,261	7,488,261	7,488,261
当期末残高	9,800,000	7,390,000	18,916,125	36,106,125	36,106,125

④ 個別注記表

別添参照

⑤ 監査に関する事項

当期の財務諸表等について永和監査法人による会計監査を受け、監査報告書を受領しております。

## 個別注記表

当社の計算書類は、「会社計算規則」(平成 18 年 2 月 7 日法務省令第 13 号)の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和 49 年 11 月 14 日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

### [継続企業の前提に関する注記]

該当事項はありません。

### [重要な会計方針]

#### 1. トレーディング商品に属するデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属するデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定率法を採用しております。

##### ②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

##### ③投資その他の資産

長期前払費用については定額法を採用しております。

##### ④のれん

5 年で均等償却しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸し倒れに備えるため、個別に必要と見込まれる額を計上しております。

##### ポイント引当金

取引促進のため顧客へ付与した取引ポイントの期末における未使用残高のうち、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

#### 4. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

控除対象外消費税の会計処理は、租税公課で費用処理しております。

## 注記事項

### [貸借対照表に関する注記]

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 28,255 千円

3. 関係会社に対する金銭債権 長期金銭債権 267,354 千円

4. 関係会社に対する金銭債務 短期金銭債務 3,095,588 千円

長期金銭債務 6,600,000 千円

[損益計算書に関する注記]

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

広告宣伝費等	3,947,342 千円
システム利用料等	1,485,294 千円
サーバー費用	46,440 千円
コンサル費用	22,800 千円

営業取引以外の取引による取引高

支払利息	130,134 千円
受取家賃	28,163 千円

3. 営業外収益の内訳

営業外収益のうち主なものは以下のとおりです。

信託利息	88,026 千円
株主配当金	123,000 千円

4. 営業外費用の内訳

営業外費用のうち主なものは以下のとおりです。

支払利息	130,134 千円
------	------------

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 発行株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	1,719,000	—	—	1,719,000

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	基準日
2016年6月29日 定時株主総会	普通株式	5,264 百万円	2016年3月31日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	基準日
2017年6月29日 定時株主総会	普通株式	5,500 百万円	2017年3月31日

その他 関係会社有価証券 1 百万円の適格現物配当を行う予定です。

[税効果に関する注記]

繰延税金資産

ポイント引当金	36,466 千円
減価償却超過額	13,928 千円
貸倒引当金	227,974 千円
その他	21,625 千円
小計	299,994 千円
評価性引当額	△299,994 千円
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	—

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リースにより使用しております。

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品に対する取組方針

当社は、店頭デリバティブ取引(金融商品取引法に基づく店頭デリバティブ取引及び商品先物取引法に基づく店頭商品デリバティブ取引)業務を行っております。顧客からの注文は当社が相手となり取引を成立させる相対取引(店頭取引)であり、受注した注文はカウンターパーティ(銀行等)にカバー取引、又は自己の保有ポジションとなります。保有ポジションのリスク管理は極めて重要であると認識しており、リスク管理規程及び社内規程等に基づき厳格にリスクを検証し管理しております。

資金調達に関しては、金融機関からの借入金はなく、親会社及び関係会社からの借入金で運営しております。事業計画に基づき必要に応じて増資、借入により資金調達しております。

顧客から預託を受けた証拠金は金銭信託として、当社固有の資産と区分して信託銀行に預託しており、この預託された信託財産は、法令で定められた預貯金等で運用されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	37,757,411	37,757,411	—
(2) 預託金	91,110,200	91,110,200	—
(3) 短期差入保証金	6,774,622	6,774,622	—
(4) 支払差金勘定	16,788,569	16,788,569	—
資産 計	152,430,804	152,430,804	—
(1) トレーディング商品	51,111	51,111	—
(2) 短期借入金	2,500,000	2,500,000	—
(3) 預り金	24,033	24,033	—
(4) 長期借入金	6,600,000	6,600,000	—
負債 計	9,175,144	9,175,144	—

※デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されているものは該当ありません。

[資産]

(1) 現金及び預金、(2) 預託金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期差入保証金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 支払差金勘定

顧客のポジションを時価評価した結果の見合勘定であるため、期末日の直物為替相場により円建て換算しております。

[負債]

(1) トレーディング商品

カウンターパーティに対するポジションを時価評価した結果の見合勘定であるため、期末日の直物為替相場により円建て換算しております。

(2) 短期借入金、(3) 預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

[関連当事者との取引に関する注記]

1. 役員及び個人主要株主等

(単位:千円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	谷川龍二	—	当社代表取締役 連帯保証	事務所賃貸借契 約の連帯保証	—	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)事務所賃貸借契約に伴う連帯保証にたいして保証料等の支払いは行っておりません。

対象となる事務所の地代家賃(年額)は 30,515 千円であります。

2. 親会社及び法人主要株主

(単位:千円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)DMM FX ホールディングス	被所有 直接 100%	資金借入	借入利息	25,936	長期借入金	3,500,000
親会社の株式を保有している会社	(株)DMM. com	—	広告掲載 資金借入	広告掲載等	680,700	未払費用	67,068
				コンサル料	6,000		
				借入利息	3,199	—	—
親会社の株式を保有している会社	(株)DMM. com ラボ	—	広告代理	広告代理等	3,266,642	未払費用	345,509
				サーバー費用	46,440	—	—
親会社の役員が議決権の過半数を所有している会社	(株)DMM. com Base	—	資金借入	借入利息	12,578	長期借入金	1,500,000
親会社の役員が議決権の過半数を所有している会社	(株)ティーアイエス	—	資金借入	借入利息	88,420	短期借入金	2,500,000
						長期借入金	1,600,000
子会社	(株)FINANCIAL CONSULTING	所有 直接 100%	FX・CFD システム被提供	システム 利用料等	1,485,294	未払費用	163,302
				事務所家賃 分担金	33,929	前受金	992

※1. 広告費等、コンサル料及びシステム利用料等については、協議の上契約に基づき決定しております。

2. 劣後借入にかかる借入利率については、劣後債の特性を勘案した上で決定した利率によっております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額 21,004 円 14 銭

1株当たり当期純利益 7,418 円 41 銭